「第13次鳥獣保護管理事業計画(案)」及び

「第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画(第6期)(案)」

の概要について

令和4年1月 佐賀県農林水産部生産者支援課

○鳥獣保護管理事業計画

・国の基本指針に準じて、県が5年単位で鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域の再指定計画、 鳥獣捕獲の許可基準、鳥獣保護管理に関する普及啓発などの計画を策定するもの。

○第二種特定鳥獣管理計画

・鳥獣保護管理事業計画に準じて、生息数や生息域が増大して、被害が大きい鳥獣に対して 県が5年単位で管理計画を策定するもの。計画の策定により狩猟期間の延長等の法の特例 の適用が可能となる。佐賀県はイノシシで策定。

計画策定に係る関係法令

【鳥獣保護管理法】

第三条 環境大臣は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業(以下、「鳥獣保護管理事業」という。) を実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

第四条 都道府<u>県知事</u>は、<u>基本指針に即して</u>、当該都道府県知事が行う<u>鳥獣保護管理事業の実施に関する</u> 計画(以下「<u>鳥獣保護管理事業計画</u>」という。)<u>を定める</u>ものとする。

第七条の二第一項 都道府<u>県知事</u>は、当該都道府県の区域内において、その<u>生息数が著しく増加し、又は</u> **その生息地の範囲が拡大している鳥獣**がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣(以下「第二種特定鳥獣」という。)の管理に関する計画(以下「第二種特定鳥獣管理計画」という。)を定めることができる。

同条第三項 第二種特定鳥獣管理計画は、<u>鳥獣保護管理事業計画に適合したもの</u>でなければならない。

〈<u>第二種特定鳥獣管理計画の策定により、法の特例を適用することができる</u>(第十四条)〉



- ・国の新たな基本指針が令和3年10月26日に告示
- ・現行の佐賀県の「<u>第12次</u>鳥獣保護管理計画」 及び「第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画 (<u>第5期</u>)」は平成29年度~<u>令和3年度まで</u>(5年間)



<u>「第13次鳥獣保護管理事業計画」及び「第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画(第6期)」(令和</u> 4年度~8年度の5年間)を令和3年度中に策定する。

国の新たな基本指針(令和3年10月26日告示)について

【基本指針の概要】

- 1 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項
 - ・鳥獣保護管理事業並びに狩猟に対する基本的な考え方
 - ・関係機関の連携や役割、人材の育成や配置
- 2 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項
 - ・鳥獣保護区や特別保護地区、特定猟具使用禁止区域
 - ・鳥獣の捕獲等の許可
 - ・特定計画(保護・管理)の作成
 - ・鳥獣の生息状況調査、鳥獣保護管理事業の実施体制
- 3 希少鳥獣の保護に関する事項
 - ・希少鳥獣の保護及び管理
- 4 指定管理鳥獣の管理に関する事項
- 5 その他鳥獣保護管理事業を実施するために必要な事項
 - ・傷病鳥獣救護、感染症(鳥インフルエンザなど)への対応



<u>【新たに追加された内容】・・・大きな変更は今回はされていない</u>

- 鳥類の鉛中毒の防止(鉛中毒のおそれがある地域での非鉛製銃弾の使用促進や捕獲個体の 適切な処分など)
- 錯誤捕獲防止に対する指導強化
- 市街地等に出没する鳥獣への対応(関係機関の連携や人材育成の考え方)
- 鳥インフルエンザ、豚熱への野生鳥獣の感染症への対応の強化

「第13次鳥獣保護管理事業計画(案)」の策定に当たっての基本的考え方

国の基本指針に大きな変更はないことから、前計画の内容を踏襲しながら、基本指針に準じた追加等を行う

【主な変更点】

- ①鳥獣の捕獲等の許可に関する事項
- ・基本指針に準じて「鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可 の考え方 | を追加
- ・基本指針に準じて、捕獲許可した者への指導とその内容を追加
 - ※指導内容は
 - ○捕獲物は鉛中毒の問題を引き起こさないよう全量持ち帰るか、適切に埋設すること。
 - ○豚熱等の感染症が発生した地域では、防疫措置に配慮して捕獲物を処理すること。
 - ○錯誤捕獲の防止に努めること。 など

②その他

- ・基本指針に準じて「市街地等に出没する鳥獣への対応」について関係機関の役割分担や 人材育成の考え方などを追加
- ・基本指針に準じて鳥インフルエンザや豚熱等の記載内容を拡充、関係団体が連携して検査や 情報提供、普及啓発を行うことを追加
- ・その他、基本指針に準じた文言の追加、修正や数値の時点修正などを行う。

第13次鳥獣保護管理事業計画(案)の概要①

第1 計画の期間

・令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

※下線部は第12次計画からの 主な変更箇所

第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

・新規指定なし。現在の指定区域の期間満了に伴う再指定のみ。

鳥獣保護区(狩猟の禁止):41箇所のうち、計画期間中に期間満了となる15箇所を再指定 特別保護地区(狩猟の禁止及び開発行為の制限):5箇所のうち、期間満了となる4箇所を再指定

第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

狩猟鳥類の保護繁殖を図るため、引き続きキジの放鳥を行う。(200羽/年)

第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

- 1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方
 - ・「希少鳥獣」、「狩猟鳥獣」、「外来鳥獣」、「一般鳥獣」などに区分し、保護または管理を行う。
- 2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定
 - (1) 捕獲を許可しない場合
 - ・捕獲により絶滅や生息環境を悪化させる場合、捕獲禁止の場所での捕獲、愛がん目的の捕獲など。
 - (2) 捕獲を許可する場合
 - ・学術研究、鳥獣の保護、鳥獣の管理(有害鳥獣捕獲)など。
 - (3) 鉛中毒が生じる蓋然性が高い地域での捕獲許可の考え方
 - ・鉛中毒の可能性が高い地域での捕獲許可は、鉛が暴露しない装弾や捕獲個体の搬出を指導する。

第13次鳥獣保護管理事業計画(案)の概要②

3 学術研究を目的とする場合の許可の範囲

- ・目的:理学、農学等に関する研究で、主に鳥獣の生態、習性等に関する内容の研究など。
- ・許可対象者:理学、農学等に関する研究を行う者、または研究を行う者から依頼を受けた者、 国や県の担当職員など。

4 鳥獣の保護を目的とする場合の許可の範囲

- ・目的:鳥獣の保護や傷病鳥獣の救護を行う場合
- ・許可対象者:国や県の担当職員、または国や県から業務を受託した者、鳥獣保護管理員

5 鳥獣の管理を目的とする場合の許可の範囲

- ・目的:鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止(有害鳥獣捕獲)や第二種 特定鳥獣管理計画に基づく個体数調整など。
- ・許可対象者:原則として狩猟免許の所持者。ただし、小型の箱わなや網などで小型の鳥獣を捕獲 する場合など、狩猟免許の所持が不要である場合がある。
- ・許可権限の委譲:イノシシ、カモなどの狩猟鳥獣やニホンザルなど、県が定める鳥獣については、 市町に有害鳥獣捕獲の許可権限を委譲

6 その他、特別な事由の場合

・目的:動物園・博物館等の展示、鳥類の養殖、鵜飼、祭礼行事など。

第13次鳥獣保護管理事業計画(案)の概要③

7 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

(1)捕獲許可した者への指導

- <u>・鉛中毒を防ぐため、捕獲物は埋設か全量持ち帰るなどの、適切な処分を行うこと。</u>
- ・CSF(豚熱)等の伝染病が発生した場合は防疫措置に留意して捕獲物を処理すること。
- <u>・錯誤捕獲した個体は原則として放鳥獣を行うこと。</u>
- ・捕獲作業時は指揮監督者に従い、危険の予防に努めること。

(2) 鳥類の飼養登録

- ・違法に捕獲した鳥獣の飼養禁止、飼養適正化の周知と指導
- ・愛がんのためのメジロの飼養については、H24年度までに飼養登録しているメジロのみ認める。
- ・登録の更新にあたっては、飼養個体と装着許可証(足環)を照合し、個体を確認した上で 更新を行うこと。 ※飼養登録は県から市町に権限委譲している。

第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

新規指定なし。現在の指定区域の期間満了に伴う再指定のみ。

特定猟具使用禁止区域:46箇所(危険防止のため銃器等の使用が禁止)のうち、計画期間中に

期間満了となる28箇所を再指定

特定猟具使用制限区域及び猟区:佐賀県での指定区域なし。

指定猟法禁止区域:本県で1箇所(鉛散弾の禁止)、無期限で指定を継続する。

第13次鳥獣保護管理事業計画(案)の概要④

第6 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

・本県ではイノシシによる農作物被害が大きいため、イノシシについて第二種特定鳥獣管理計画を策定。 ※第一種計画は生息数が減少している鳥獣等の保護計画であり、本県では策定していない。

第7 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

- ・ガン・カモ類の調査・・・毎年1月の中旬に県内に飛来したガン・カモ類の飛来数の定点調査を行う。
- ・狩猟鳥獣生息調査・・・毎年、県内の狩猟鳥獣の捕獲数及び捕獲地点を調査
- ・鳥獣管理対策調査・・・毎年、鳥獣による農作物の被害金額及び有害鳥獣捕獲数等を調査

第8 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

- ・鳥獣行政担当職員(本庁と現地機関)及び鳥獣保護管理員(現在34名)の設置計画(現状維持)
- ・鳥獣の保護及び管理の担い手の育成計画(狩猟免許所持者に対する事故防止研修や実技研修の実施)
- ・違法捕獲、違法飼養等の取締り計画(警察、鳥獣保護管理員等の関係機関との連携)

第9 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

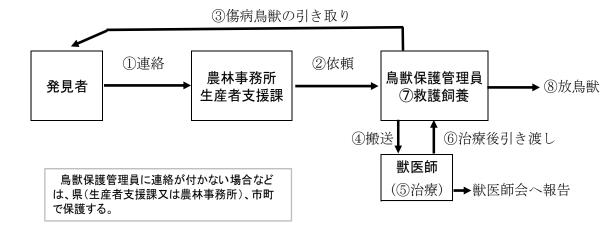
- ・鳥獣保護管理員、有害鳥獣捕獲従事者の今後の確保
- ・鳥獣による農作物被害への対応
- ・鳥獣の市街地への出没、生活被害への対応
 - ○人と鳥獣の棲み分け(ゾーニング)
 - ○関係機関との連絡体制や対応方針の準備、人材育成など

第13次鳥獣保護管理事業計画(案)の概要⑤

2 傷病鳥獣救護の対応

- ・鳥獣保護管理員や関係団体、市町、獣医師等と連携して対応する。
- ・ただし、特定外来生物(アライグマ、ソウシチョウなど)や農作物に被害を与えている鳥獣(イ ノシシ、カラスなど)、鳥類の雛や出生直後の幼獣については対応しない。

【佐賀県野生傷病鳥獣救護システムフロー図】



3 感染症への対応

・<u>高病原性鳥インフルエンザや豚熱については国のマニュアル等に基づき、国や県の家畜衛生部局</u> 等と連携して、死亡個体調査等の体制や発生時の連絡体制等の整備を行う。

4 普及啓発

- ・鳥獣の適正な保護について普及を図るため、以下の活動を実施する。
 - ○県内教育機関と連携して「愛鳥週間ポスターコンクール」の開催
 - ○「愛鳥モデル校」の指定及び、指定校での野鳥観察会等の開催

「第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画(第6期)(案)」の策定に 当たっての基本的考え方

第13次鳥獣保護管理事業計画に大きな変更はないことから、前計画の内容を踏襲しながら、現行の県の施策に準じた変更等を行う。

①管理の目標

・県内の鳥獣による農作物の被害金額を8千万円以下に抑えることを管理目標とする。

第5期から変更なし、「佐賀県食と農の振興計画2019」に基づく目標

・管理目標の達成のため、現在の捕獲圧(年間2万3千頭以上の捕獲数)を維持。

<u>第5期目標の2万頭より増強</u>、H23~R2の10年間の平均捕獲頭数は約2万3千頭であり、被害金額が近年下げ止まっている状況では、少なくとも現状以上の捕獲圧を加えていく必要がある。

②その他

- ・対策として「捕獲班の推進」や「食肉加工処理施設の設置への補助」、「ICT技術の活用」を追加
- ・その他、鳥獣保護管理事業計画や国のガイドラインに準じた文言の追加、修正や数値の 時点修正などを行う。

第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画(第6期)(案)の概要①

1 計画策定の目的及び背景

※下線部は第5期計画からの主な変更箇所

- ・佐賀県では、イノシシの生息域の拡大とともに農作物被害が増加し、中山間地域を中心に農業経営に 深刻な影響を与えていることから、平成15年度よりイノシシを特定鳥獣として指定し、管理計画 を策定。
- 2 管理すべき鳥獣の種類
 - ・イノシシ
- 3 計画の期間
 - ・令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間(第13次鳥獣保護管理事業計画期間内)
- 4 第二種特定鳥獣の管理が行われる区域
 - ・県内全域
- 5 第二種特定鳥獣の管理の目標

(1)現状

- ・県内では平坦地を除く全域にイノシシが分布
- ・捕獲や侵入防止柵の設置による対策を図っているが、農作物被害額は近年は下げ止まりの傾向
- ・近年は狩猟免許所持者は1,700~1,800人で推移。一方、60歳以上が6割以上を占めている。

(2) 特定鳥獣管理計画の第5期までの評価

・計画の第1期(平成15年度~)より農作物の被害金額は年々減少していることから、一定の効果は得られていると評価できる。

(3)管理の目標

・県内の鳥獣による農作物の被害金額を8千万円以下に抑えることを管理目標とする。 (現在の捕獲圧(年間2万3千頭以上)を維持)

第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画(第6期)(案)の概要②

6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

- (1) 捕獲計画
- 1狩猟期間等
 - 管理目標を達成するため、第5期に引き続き以下の対策を継続して実施する。
 - ○イノシシの狩猟期間を1ヶ月間延長。(11月15日~2月15日→11月15日~3月15日)
 - ○「箱わな」と「止めさしでの銃器使用」に限り、上記期間の前14日間、後16日間をさらに延長する。(11月1日~3月31日)
 - ○イノシシを捕獲する場合に限り、くくりわなの輪の直径制限(12cm以内)を解除する。

※第2期(H19~H23)から現在の狩猟期間となっている

	10月 11月		.月	12月	1月	2月		3月		4月
		11/15				2/15		3/15		
イノシシ以外			—							
イノシシ		←	-							
	特猟期間 (イノシシの 箱わなのみ)	通常の狩猟期間			•	(人人)(人)(人)		狩猟期間 (イノシシの 箱わなのみ)		

②数の調整に関する許可基準

- ・原則として、第13次鳥獣保護管理事業計画(案)の許可基準に準じる。
- ・ただし、農林業者が自己の事業地の被害を防止するために、箱わなのみにより捕獲を行う場合は、 要件を緩和し、狩猟者登録は不要とする。(狩猟免許や保険加入等は必要)

佐賀県の第2種特定鳥獣(イノシシ)管理計画(第6期)(案)の概要③

(2)捕獲数管理

・有害鳥獣捕獲従事者や狩猟者から捕獲数や捕獲場所等の情報を収集する。

(3) 捕獲従事者の育成・確保

・「捕獲班」の推進、狩猟免許取得の推進等

(4) 広域捕獲活動の推進

・有害鳥獣対策協議会に対する助成や他県との連携

7 第二種特定鳥獣の生息地の管理及び整備に関する事項

- ・農地や住宅周辺の環境管理についての研修会の開催や重点集落の設置
- ・耕作放棄地等の管理・利用方法についての啓発

8 第二種特定鳥獣の被害防止対策に関する事項

- ・補助事業を活用した侵入防止柵の設置等による被害防除の強化
- ・イノシシの生態等に応じた適切な被害防止対策の習得の支援

9 その他第二種特定鳥獣の管理のための必要な事項

- ・捕獲したイノシシの有効活用及び有効活用のための食肉加工処理施設の設置への補助
- ・効果的な被害防止対策に関する情報の収集及び研究、関係機関との結果の共有
- ・モニタリング等の調査研究(捕獲頭数等の調査、データ収集)
- ・ICT技術の活用による効率的な捕獲や労力負担軽減
- ・第二種特定鳥獣管理計画の実施体制(鳥獣被害対策指導チームなど)

今後のスケジュールについて

月

4 月

時期

中旬

下旬

10月	下旬	・国の新しい基本指針の告示(10月26日)				
11~12月		・計画案の作成				
1月	上旬	・各市町、県関係機関、猟友会、野鳥関係団体、鳥獣保護管理員に意見照会				
	中旬	・関係機関への意見照会締切、意見照会結果を基に計画案を修正 ・県環境審議会鳥獣部会の開催通知				
	下旬	・佐賀県環境審議会鳥獣部会の開催(1月31日)、計画案について審議				
2月	上旬	・審議会の結果を基に計画案を修正 ・パブリックコメントの実施(2月下旬まで)				
	中旬					
	下旬					
3 月	上旬	・計画案について環境審議会に諮問 ・環境審議会鳥獣部会の開催 ※場合によっては回議により開催				
	中旬	・計画案について、環境審議会から県に答申				
	下旬	・パブリックコメントに寄せられた意見の公表 ・計画の策定について環境省に報告 ・計画の策定について県公報に告示				
	上旬	・新たな計画の策定について市町、県関係機関、農業団体、猟友会、関係団体等へ通知				

・県の事業推進会議や担当者会議等で新たな計画について説明